

坂城町役場地球温暖化対策実行計画

～地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減計画～

(計画期間：令和 5 (2023) 年度

～令和 12 (2030) 年度)



令和 6 (2024) 年 3 月
長野県 坂城町

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

第1章 基本的事項

1. 計画目的	2
2. 関連する計画等	2
3. 基準年度・計画期間・目標年度	5
4. 対象範囲	5
5. 対象とする温室効果ガス	5

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量	6
2. 要因別の排出状況	6
3. 削減目標	7
4. 削減目標の設定根拠	7

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等	9
2. 物品購入等	9
3. その他の取組	10

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制	11
2. 点検体制	11
3. 進捗状況の公表	11

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に規定される、市町村の行う事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。

本実行計画は、坂城町が町内の一事業者として、町が実施する事務事業において排出される温室効果ガスを削減することに関して、目標を定め、その実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 関連する計画等

本実行計画は、坂城町の行政運営の指針であり、町の進むべき将来像及び基本的な考え方等を示した「第6次坂城町長期総合計画」に基づくとともに、国・県の地球温暖化対策実行計画との調和・整合を図るものとしします。また、当町を含む長野地域連携中枢都市圏の9市町村で発出した「2050年ゼロカーボン宣言」や「SDGs（持続可能な開発目標）」と関連させて、計画を策定します。

(1) 長野地域連携中枢都市圏「2050年ゼロカーボン宣言」について

当町を含む長野地域連携中枢都市圏の9市町村において、令和4(2022)年2月に「2050年ゼロカーボン宣言」を共同で発出しました。地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すため、長野地域連携中枢都市圏を構成する9市町村でスクラムを組み、各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、共同で脱炭素化を推進することを目的としています。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

表1は、本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールであり、本計画の推進により、達成に資することを認識し、取組を進めていきます。

【表1：本計画と関わりの深いSDGsのゴール】

目標 (Goal)	説明
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>【エネルギーをみんなに、そしてクリーンに】</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>【住み続けられるまちづくりを】</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で接続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【つくる責任 つかう責任】</p> <p>持続可能な生活消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>【気候変動に具体的な対策を】</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>【陸の豊かさも守ろう】</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和4(2022)年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とした8年間を計画期間とします。なお、本実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 対象範囲

本実行計画は、下記対象施設において行う全ての事務・事業とします。

【対象施設一覧】

坂城町役場庁舎	村上児童館	武道館
保健センター	坂城保育園	文化財センター
坂城小学校	南条保育園	文化の館
南条小学校	村上保育園	隣保館
村上小学校	食育・学校給食センター	鉄の展示館
坂城中学校	町立図書館	ふれあいセンター
坂城児童館	文化センター	びんぐし湯さん館
南条児童館	町体育館	

5. 対象とする温室効果ガス

法で対象としている温室効果ガスは、①二酸化炭素(CO₂)、②メタン(CH₄)、③一酸化二窒素(N₂O)、④ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、⑤パーフルオロカーボン(PFCs)、⑥六ふっ化硫黄(SF₆)、⑦三ふっ化窒素(NF₃)ですが、町の事業においては、①二酸化炭素(CO₂)以外の温室効果ガスについては、排出が極めて少ないかあるいは排出がないため、対象から除くものとします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

坂城町の事務・事業における基準年度（令和4（2022）年度）の二酸化炭素排出量は、1,834t-CO₂です。

2. 要因別の排出状況

基準年度である令和4（2022）年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の48.1%を占め、次いで灯油が38.2%、LPガスが10.9%を占めています。

【表1：排出要因別二酸化炭素排出量（基準年度）】

燃料等の種類	使用量の単位	使用量	単位発熱量 (MJ/kg、 MJ/ℓ)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	二酸化炭素 排出量 (t)	構成比 (%)
電気	kwh	2,019,070	-	0.457・0.373・0.514	882	48.1%
ガソリン	ℓ	14,746	34.6	0.0183	34	1.9%
灯油	ℓ	280,858	36.7	0.0185	700	38.2%
軽油	ℓ	3,180	37.7	0.0187	8	0.4%
A重油	ℓ	4,000	39.1	0.0189	11	0.6%
LPガス	kg	33,390	50.8	0.0161	199	10.9%
合計					1,834	100.0%

出典) 地球温暖化対策推進法施行令別表第一

注1) 電気の二酸化炭素排出量については、使用量×炭素排出係数で求められる。

なお、炭素排出係数は電力会社ごと決まっており、坂城町では施設により異なる電力会社から電気の供給を受けているため、複数の炭素排出係数を算定数値としています。

注2) 電気以外の二酸化炭素排出量については、使用量×単位発熱量×炭素排出係数×44÷12で求められます。44÷12という数字は二酸化炭素分子1個の炭素原子1個に対する重量の比です。

注3) 排出量の計算については、小数点以下を四捨五入しています。

3. 削減目標

令和4(2022)年度を基準年として、計画期間の最終年度及び目標年度である令和12(2030)年度の二酸化炭素排出量を令和4(2022)年度比で37.7%削減することを目指します。

4. 削減目標の設定根拠

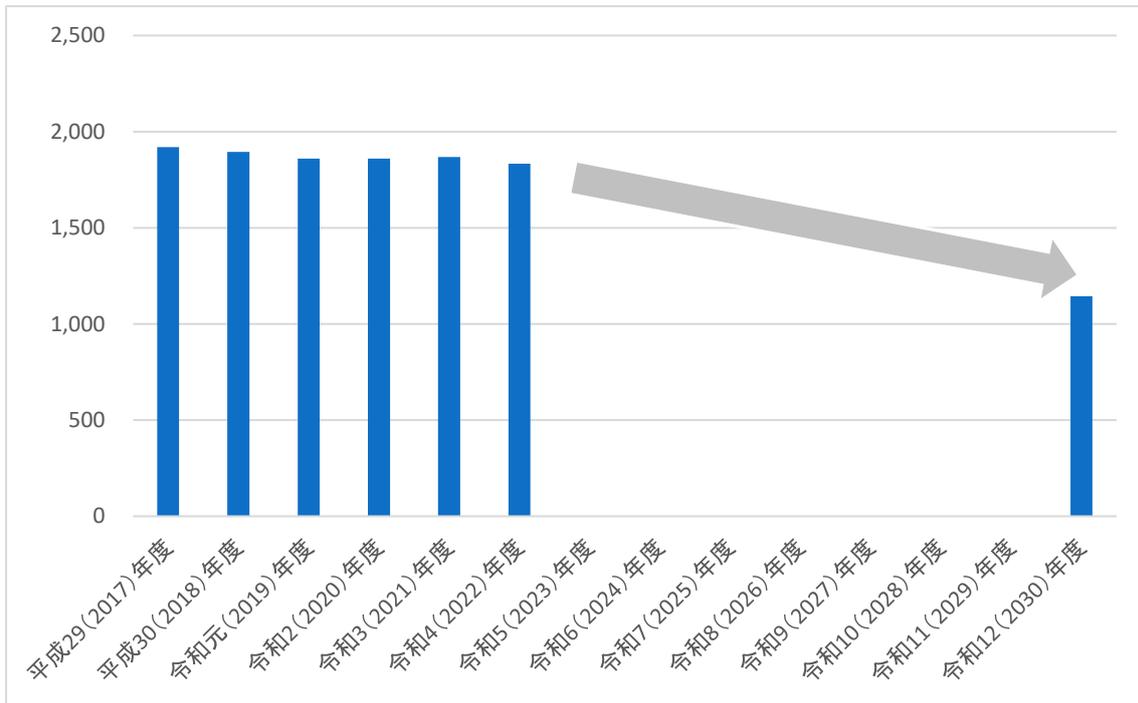
令和3(2021)年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、国の中期目標として、令和12(2030)年度において平成25(2013)年度比46.0%の温室効果ガス削減が設定されています。

当町においては、平成29(2017)年度から二酸化炭素排出量の算定数値を集計しており、平成29(2017)年度から令和4(2022)年度までに年平均約0.9%の削減がされています。そのため、平成25(2013)年から平成28(2016)年度までについても同じ割合で二酸化炭素排出量が削減されていたと想定し、令和12(2030)年度において平成25(2013)年度比46.0%の削減を達成するため、基準年度の令和4(2022)年度比37.7%の削減を目標とすることとします。

【表2：計画期間における目標値】

年度	R4(2022)年度 (基準年度)	R12(2030)年度 (目標年度)
削減比率 (基準年度比)	—	△37.7%
削減量		691t-CO ₂
排出量 (R12(2030)年は予想)	1,834t-CO ₂	1,143t-CO ₂

【表 3：二酸化炭素排出量推移】



第3章 具体的な取組

坂城町が実施する事務及び事業において排出される二酸化炭素を今後さらに削減していくための取組を以下に示します。

1. 施設設備の改善等

- ・ 現在保有しているボイラーや空調機器などの施設設備を更新する時には、エネルギー効率の高い機器を導入することで省エネルギー化を推進する。
- ・ 施設の新築、改築等をする時は、高断熱化の実施、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備や太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに環境に配慮した工事の実施に努める。
- ・ 高効率照明への交換を順次行う。
- ・ 公用車の更新時は、電気自動車やハイブリットカー等の導入を図る。
- ・ 庁舎等に電力供給する小売電気事業者の選択にあたっては、温室効果ガスの排出係数が低いことを選定基準の一つとする。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。



2. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入をする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ない物品の購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。



3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理により、夜間の残業の削減に努め、照明等電気器具の使用時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や業務時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・公用車の運転時に急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。



第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

副町長を委員長とし、各課等の長を委員とする「坂城町地球温暖化対策推進委員会」が本実行計画の推進及び取組内容の点検を行います。また、総務課は計画全体の推進及び進捗状況を把握と総合的な進行管理を行い、住民環境課は温室効果ガス排出量を削減する各課の取組内容に対する助言や情報提供を行います。

2. 点検体制

各課及び出先機関は、毎年6月末に前年度の電気使用量等を別に定める様式により総務課へ報告します。総務課は、報告を取りまとめと進捗状況の把握を行い、坂城町地球温暖化対策推進委員会へ結果を報告し、点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

直近年度の温室効果ガス排出量等について、年1回町のホームページ等により公表します。

【推進体制図（坂城町地球温暖化対策推進委員会）】

